

平成18年11月29日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 和幸
(コード番号 6268 東証第一部)
問 合 せ 先 総務・人事本部長 中村 秀一
(T E L 03-3578-7070)

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成18年11月29日開催の当社取締役会において決議いたしました2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、上記取締役会において未定であった発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,000 円
(ご参考)	
決定日（2006年11月29日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	1,405 円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	42.35 %

【ご 参 考】2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 社債の総額

100億円及び買取人に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額との合計額

2. 発行決議日

2006年11月29日

3. 払込期日及び発行日

2006年12月15日（チューリッヒ時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

4. 本新株予約権を行使することができる期間

2006年12月29日から2011年12月1日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）までとする。

5. 償還期限

2011年12月15日

以 上

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。